

三木市の災害時における物資供給に関する協定

三木市（以下「甲」という。）と森永乳業株式会社（以下「乙」という。）、および株式会社クリニコ（以下「丙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙、丙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙、丙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 三木市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 三木市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、又は特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙、丙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙、丙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。また、乙、丙は、必要に応じて別紙①に掲げる物資を見直すとともに、甲に対して変更を申し入れることができるものとし、甲はこれに応じるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は電話又は電子メール等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙、丙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙、丙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙、丙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第8条 乙および丙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙、丙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙、丙が搬送できない場合は、甲および乙、丙が協議して定めるものとする。

- 3 甲は、前項の職員の派遣を三木市長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙および丙が物資を運搬および供給する際は、乙、丙および乙、丙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙、丙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金(引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。)を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。詳細な支払条件については、甲乙間、甲丙間でそれぞれ協議の上、別途定めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては三木市総合政策部危機管理課とし、乙においては森永乳業株式会社大阪支店カスタマー営業3部、丙においては株式会社クリニコ関西営業統括部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙、丙は、本協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿(別紙②)を作成し、相互に交換するものとする。

- 2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙、丙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(守秘義務)

第14条 甲、乙、および丙は、本協定の検討および実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、本協定の遂行以外の目的に使用してはならず、また、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報、又は既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 開示者より開示を受けた後、被開示者の責によらず公知となった情報
 - (3) 被開示者が秘密保持義務を負うことなく正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報
 - (4) 開示された情報によらずして被開示者が独自に開発した情報
 - (5) 第三者に開示することにつき事前に開示者の承諾がある情報
- 2 甲、乙および丙は、行政庁、裁判所その他の公的機関等に対して、法令等若しくは規則等又はそれらに基づく決定・命令・指示等に基づいて秘密情報を開示することができる。

(協議)

第15条 本協定に定める事項に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙、丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 本協定は、締結日からその効力を有するものとし、本協定の有効期間は締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙、丙が文書をもって本協定を更新しない旨を申

し出ない限り、本協定はさらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。なお、第14条、第15条は、本協定の終了後もその効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書3通を作成し、甲と乙、丙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和4年11月29日

甲 兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市
三木市長 仲田一彦 印

乙 大阪府大阪市北区堂前1-1-5
関電不動産梅田新道ビル
森永乳業株式会社 西日本支社
支社長 角野信二 印

丙 東京都目黒区目黒4丁目4-22
株式会社クリニコ
代表取締役社長 中林将宏 印

別紙①

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
乳児用ミルク (新生児用・調製粉乳)	森永はぐくみ (大缶) 800 g ケース 8 入り ※母乳に近い量のたんぱく質、初乳に多いラクトフェリン、3種類のオリゴ糖などを配合し、栄養成分の量とバランスを母乳に近づけたミルク。
乳児用ミルク (新生児用・調製粉乳)	森永E赤ちゃん (大缶) 800 g ケース 8 入り ※すべての牛乳たんぱく質を消化吸収のよいペプチドとしています。
フォローアップ ミルク (調製粉乳)	森永チルミル (大缶) 800 g ケース 8 入り ※1歳～3歳頃の幼児期のお子様に必要な鉄・カルシウム等の栄養素をバランス良く配合
特殊ミルク (アレルギー疾患用ミルク)	森永ニューMA-1 (大缶) 800 g ケース 8 入り
特殊ミルク (無乳糖食品)	森永ノンラクト 300 g 12 入り
栄養補助食品 (飲料)	<ul style="list-style-type: none"> ・エンジョイクリーム (単品) 125ml×24 パック ・エンジョイクリーム (いろいろセット) 125ml×3 パック×8 種 ・品種：ヨーグルト味、いちご味、バナナ味、コーンスープ味、コーヒー味、ミルクティ味、リッチミルク味、りんごミルク味 ・少量高カロリー (200ckal/125ml) ・バランスよく栄養補給
栄養補助食品 (飲料)	<ul style="list-style-type: none"> ・エンジョイすっきりクリーム (単品) 125ml×24 パック ・エンジョイすっきりクリーム (いろいろセット) 125ml×6 パック×4 種 ・品種：りんご味、ぶどう味、パイナップル味、はちみつレモン味 ・少量高カロリー (200ckal/125ml) ・すっきりとした飲み口の栄養補助飲料
栄養補助食品 (ゼリー飲料)	<ul style="list-style-type: none"> ・エンジョイすっきりクリームジュレ (単品) ・品種：りんご味、マスカット味 ・少量高カロリー (200ckal/135g) ・あらかじめとろみが付いたハンディタイプ
栄養補助食品 (ゼリー飲料)	<ul style="list-style-type: none"> ・アクトウォーター ・ライチ風味 ・水分補給 ・ナトリウム量・カリウム量に配慮 ・ハンディタイプ

別紙② 担当者名簿

<所属>	<氏名>	<連絡先>
三木市総合政策部危機管理課	山本 隆之	0794-89-2370
森永乳業（株）大阪支店カスタマー営業3部	西井 雄太	06-6345-3636
株式会社クリニコ神戸営業所	飯島 一樹	078-862-8693